

〔団体の概要〕(NGO/NPO用)

団 体 名	特定非営利活動法人 ヘリテージ・トラスト		
所在地	〒105-0012 東京都港区芝大門1-11-2三條マンション202オフィスWOL内 TEL:03-5425-6323 FAX:03-5425-6323 E-mail: heritora@hotmail.com		
ホームページ	現在作成中		
設立年月	平成13年 1月 * 認証年月日(法人団体のみ)平成13年12月13日		
代表者	山口 智彦	担当者	山口 智彦
組 織	スタッフ	8名(内専従 1名)	事務所 <u>あり</u> なし
	会員制度 (あり・なし)	正会員 25名(内訳:個人25名 / 団体・法人 名) 賛助会員 5名(内訳:個人 5名 / 団体・法人 名) その他会員 名	
設立の経緯	英国で生まれたナショナル・トラストは、素晴らしい自然環境を、市民の憩いの場として、市民が保全・管理・公開する優れた手法である。特に英国で優れているのは、相続財産をナショナル・トラストに寄附すると、寄附した分について相続税非課税扱いとなる法律だ。 日本では、平成13年10月に施行されたNPOの支援税制で、ナショナル・トラストに限らず、一定の基準をクリアしたNPOにこの制度が適用されることとなった。日本でも優れた環境を保全・管理・公開する市民活動が活発になるよう、この制度をよりよく改善し、活用していく団体として当NPOを設立した。		
団体の目的	わが国に居住する人たちに対して、守るべき美しい自然環境や歴史的環境を保全するナショナル・トラストに関する事業を行い、その美しい自然環境及び歴史的環境を子孫に残すことに寄与することを目的とする。		
団体の活動 プロフィール	平成13年 1月 ●運営会議開催(以後毎月一回以上実施) 3月 ●内閣府にてNPO法人認証申請相談 9月 ●内閣府へNPO法人認証申請書提出 ●東京都港区内に事務所を開設 ●相談業務「国有財産となった歴史的建造物および緑地の保全活動」(以後継続中) ●相談業務「個人所有の山林保全」(以後継続中) 10月 ●ナショナル・トラスト全国大会に参加、 ●市民活動を支える制度をつくる会=シーズの正会員団体となり、運営委員会に参加。以後NPO支援税制への取り組み継続中。 12月 ●内閣府よりNPO法人認証 平成14年 2月 ●相談業務「相続が発生した里山の保全方法」		
財 政	活動事業費 (平成13年度)	10万円 NPO法人としての平成13年度(平成13年12月28日~平成14年2月28日)の活動事業費。	

団体・企業名	NPO 法人 ヘリテイジ・トラスト	担当者名 山口 智彦
--------	-------------------	---------------

〔政策提言の内容〕

* 政策分野・手段の番号は参考資料をもとにお書きください。

政策のテーマ	「遊休国有地を市民の憩いの場に転化する」 —市民の受託運営による物納国有地等の活性化策—		
政策の分野	番号	4	自然環境の保全
政策の手段	番号	1	法律の制定
政策の目的			
「国の」という意味でなく、「みんなの」という意味での公（パブリック）の意識が日本の隅々に広がりつつある。そのような意識をもとに、生活の中に「憩い」の場を自らの手で確保し運営したい、という意欲を持つ市民が今後急増すると考えられる。憩いの場を、遊休状態の国の土地、建造物を転用して活用しよう、というのがこの提言のテーマである。			
提言を行うこととなった背景および現状の問題点			
税が払えず、そのために物納され、差し押さえられ国等の所有となった土地、家屋が急増している。一方、資産の金銭的価値下落傾向は、人口減による需給のアンバランスから、恒常的な傾向として定着したと見られる。 よって、物納や差し押さえをされた多くの土地・家屋は、今後、長期的に値上がりせず、見積価額で売却できる見込みは少ない、と見られる。 良悪さまざまな環境の土地が国の管理化にある中で、自然環境、あるいは歴史的環境に恵まれた土地・家屋も多いと思われ、それを利用しないのはもったいない、経済原理とは別の哲学でこれを活性化することはできないか、という考えが当提言のベースとなっている。			
政策の概要			
1、自然あるいは歴史的な環境に優れた公有地について、希望する市民（NPO）が受託し、環境保全を行い、市民が自然を楽しみ、寛げるよう公開する。 2、その推進、潤滑化のための法的環境整備を行う。 3、政策実施の前段階として、遊休国有地について環境面での調査を行う。（調査自体も希望するNPOに委託して行ってもいい） 4、順序としては、上を行うための審議会をまず設置することを提案する。（構成員は、多様であることを基本とする。）			

政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートをつけてください）
1、多様なステークホルダーによる審議会設置。（事務局は希望する省庁、NPOの中から設置する） 2、審議会主導により、国有地各地の環境がどのようなものであるかの調査、受託を希望するNPO等についての調査、そのような場を求める需要の有無・強弱の分布等調査を行う。 3、調査結果を基に、政策についての議論を進め、具体的提言をまとめる。 4、実施
政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）
行政と希望するNPOと共同で、実施のための推進力を持つ組織を立ち上げるのが、当政策実施には有効と考える。その上で、環境分野の専門家、不動産の専門家等、多様な構成員による審議会を設置し、提言をまとめる。その際、皆の支持があれば、当NPOは事務局の一員として政策実施をすすめていきたい。 実際に遊休国有地等を保全・管理・公開する活動にいたっては、それぞれのケースごとに、受託するNPOが決定される。
政策の実施により期待される効果
1、生きていない土地・家屋が生きる。 2、市民が憩いの場を得る。 3、自然保護、環境保全が進む。 4、受託の形態による契約運営を基本とするので、将来、資産価値が上がり、買い手がついた時に国は資産を売却することができる。場合によっては、市民が寄付を集めて共同で買い取りを行うケースも生まれるのではないかな。
パンフレット等添付資料名
当NPOの簡易パンフレット1部。 現在、正式なパンフレットおよびホームページを作成中。